

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

		現 行	
改 正 案		B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	
第1章 第1回定期検査等		第1章 第1回定期検査等	
1. 3. 4 圧力試験		1. 3. 4 圧力試験	
-1. (略)		-1. (略)	
項 目	水圧試験又は水密試験の基準	項 目	水圧試験又は水密試験の基準
(略)	(略)	(略)	(略)
国際航海に従事する旅客船(小型兼用船であつて、漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く)以外の船舶 首倉(水タンク又は油タンクとして使用するものを除く)	国際航海に従事する旅客船(総トン数500トン以上もので、隔壁甲板までの水高圧力に相当する圧力)	国際航海に従事する旅客船(小型兼用船であつて、漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く)外の船舶の船首倉(水タンク又は油タンクとして使用するものを除く)	満載喫水線までの水高圧力と船首隔壁の高さの2/3までの水高圧力のうち、いかが大きいものに相当する圧力。ただし、この水線以上の部分にあっては、ホース内圧力が0.2MPa 以上の射水による圧力
上記以外の船舶	満載喫水線までの水高圧力と船首隔壁の高さの2/3までの水高圧力のうち、いかが大きいものに相当する圧力。ただし、この水線以上の部分にあっては、ホース内圧力が0.2MPa 以上の射水による圧力		
国際航海に従事する旅客船(総トン数500トン以上もの内側外板)	隔壁甲板までの水高圧力に相当する圧力	国際航海に従事する旅客船(小型兼用船であつて、漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く)の船首倉及び内側外板	限界線までの圧力に相当する圧力
国際航海に従事する旅客船(総トン数500トン以上もの内側外板)	隔壁甲板までの水高圧力に相当する圧力	国際航海に従事する旅客船(小型兼用船であつて、漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く)の水密隔壁の水	取付け前、限界線までの水高圧力に相当する圧力
旅客船の水密隔壁の水密戸	次に掲げる位置までの水高圧力のうち、いかが大きいものに相当する圧力	1. 損傷時の復原性計算において、船	取付け後、ホース内圧力が0.2MPa 以上

		<u>の射水による圧力</u>
<u>密戸</u>		
<u>船が残存すると仮定される浸水の中間段階における水線面</u> 2. 損傷時の復原性計算において、船が残存すると仮定される浸水後の平衡状態における水線面 なお、上記の圧力試験は現場での水圧試験が困難な場合はプロトタイプ試験に代えることができる。	<u>国際航海に従事する旅客船（小型兼用船であつて、漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く）以外の船舶の水密隔壁の水密戸</u> 1. 損傷時の復原性計算において、船舶が残存すると仮定される浸水の中間段階における水線面 2. 損傷時の復原性計算において、船舶が残存すると仮定される浸水後の平衡状態における水線面 なお、上記の圧力試験は現場での水圧試験が困難な場合はプロトタイプ試験に代えることができる。	取付け前、その水密隔壁が受けけることを予想される水高圧力に相当する圧力取付け後、ホース内圧力が0.2MPa以上 の射水による圧力
<u>旅客船以外の船舶の水密隔壁の水密戸</u> 2. 損傷時の復原性計算において、水密戸を取付けた水密隔壁が受けける水高圧力に相当する圧力 1. 取付け前（区画規程第2条第4項のバルクキャリアに限る。） その水密隔壁が受けけることを予想される水高圧力に相当する圧力 2. 取付け後 ホース内圧力が0.2MPa以上の射水による圧力 なお、上記の圧力試験は現場での射水試験が困難な場合はプロトタイプ試験に代えることができる。		(略)

水タンク又は油タンクとして使用する船首倉又は船尾倉	水タンク又は油タンクとして使用する船首倉又は船尾倉	頂板から次に掲げる位置までの水高圧力のうちいざれか大きいものに相当する	頂板から次に掲げる位置までの水高圧力のうちいざれか大きいものに相当する
	ディープタンク	1. 頂板上2.4m の点 2. 空気管の上端 3. 損傷時の復原性計算において、船が残存すると仮定される浸水の中間段階における水線面 4. 損傷時の復原性計算において、船が残存すると仮定される浸水後の平衡状態における水線面 5. 隔壁甲板(国際航海に従事する旅客船以外の船舶であつて総トン数500トン以上のものの船首倉に限る。)	1. 溢水管の上端 2. 満載喫水線 3. 頂板上2.4m の点 4. 船の深さの上部起算点から頂板までの垂直距離の2/3を頂板から上へ垂直に測った点
圧力	ディープタンク	(略)	ホース内圧力が0.2MPa 以上の射水による圧力
	その他の水密トンネル	ホース内圧力が0.2MPa 以上の射水による圧力	以下 (略)
水密が要求される隔壁(トランク)及び通風筒(区画規程第73条第1項参照)	(略)	1. 7 一般設備 (略) 1. 7. 5 航海設備 -1. ~-21. (略)	1. 18 復原性の検査 (略) 1. 18. 1 (略) 1. 18. 2 復原性試験
	(略)	-21-2. 船舶長距離識別追跡装置(設備規程146-29-2、用具告示24-2) 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」により当該装置が電波法の検査に合格していることを確かめる。	-1. ~-21. (略)

次に掲げる試験を行い、これに基づいて復原性を確かめる。ただし、同型船（旅客船を除く。）であって、復原性の基本的資料が同型船の傾斜試験から得られ、かつ、その資料が十分信頼しうるものである場合は、傾斜試験を省略してよい。
また長さ24m未満又は特殊な船型の船舶を除き、動搖試験を省略してよい。

- 1. (略)
- 2. (略)

* : 傾斜試験を省略する条件

完成時に重量検査を行い、同型船から得られる数値が以下の値以下であること。

(1) 軽荷時の排水量の偏差

- ① L_f (満喫規則第4条の長さ。以下本項において同じ。)が160メートル以上の船舶 1%
 - ② L_f が50メートル以下の船舶 2%
 - ③ 上記①又は②以外の船舶 上記数値を比例配分で求めた値
- (2) 軽荷時の緯方向の重心の偏差 L_s (区画規程第2条第10項の長さ)の0.5%

第2章 定期的検査等

2. 6 一般設備

検査項目	定期	1中	2中	3中	検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.4 航海用具 -1.～-19. (略) -19-2. 船舶長距離別追跡装置					2.6.4 航海用具 -1.～-19. (略)				

地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」により当該装置が電波法の検査に合格していることを確かめる。

第2章 定期的検査等

2. 6 一般設備

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.6.4 航海用具 -1.～-19. (略)				

C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

第1章 第1回定期検査等

1. 3. 8 復原性の検査

- 1. (略)
- 2. 復原性試験を行う必要がある場合は、B編1.18.2を準用する。

C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

第1章 第1回定期検査等

1. 3. 8 復原性の検査

- 1. (略)
- 2. 復原性試験を行つ必要がある場合は、B編1.18.2を準用する。

Ⅲ編 臨時検査及び臨時航行検査

第1章 臨時検査

1. 1. 3 海上試運転にあつては、船舶の推進性能及び操縦性能等に重大な変更がある場合に、傾斜試験に超える場合又はその他復原性に重大な変更がある場合に行う。

Ⅳ編 臨時検査及び臨時航行検査

第1章 臨時検査

1. 1. 3 海上試運転にあつては、船舶の推進性能及び操縦性能等に重大な変更が、傾斜試験にあつては復原性に、重大な変更がある場合に行う。